

町田市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2 0 2 5 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

町田市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成２５年３月町田市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(園路及び広場) 第３条 略 ２ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第１１条第２号に規定する点状ブロック等及び政令 <u>第２２条第２項第１号</u> に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。 ３～５ 略	(園路及び広場) 第３条 略 ２ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第１１条第２号に規定する点状ブロック等及び政令 <u>第２１条第２項第１号</u> に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。 ３～５ 略

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。